

平成29年度第2回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成29年11月14日（火曜日）10時00分～11時45分
- 2 場 所 大和市役所 5階 全員協議会室
- 3 出席者 委員 13人  
（中林会長、中川委員、小菅委員、松本委員、井上委員、山田委員、佐藤正紀委員、大谷委員、小林委員、高橋委員、臼井委員、石川委員については大和警察署から岡田氏が代理出席、山中委員については神奈川県厚木土木事務所東部センターから竹山氏が代理出席）  
事務局 5人  
（街づくり計画部長、他担当4人）
- 4 傍聴人数 なし
- 5 議 題 大和都市計画 生産緑地地区の変更について（諮問）
- 6 会 議 録 別紙のとおり
- 7 会議資料 大和都市計画 生産緑地地区の変更について（諮問）  
・・・【資料1-1】、【資料1-2】

<議題>

大和都市計画 生産緑地地区の変更について（諮問）

<結果>

大和都市計画 生産緑地地区の変更について、審議の結果、諮問案のとおり答申する。

<審議経過等>

大和都市計画 生産緑地地区の変更について（諮問）

～議題について、事務局の説明～

（会長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

（委員）

箇所番号124の件では、生産緑地法第10条に該当せず、公共施設等の設置で開発許可になったという事だと思うが、第8条ではどこを見るのか。生産緑地から売却可能な土地に変更してもいいというような土地にどこから読めるのか。また、極端に言えば老人ホームやデイサービスセンターを作って10年後に倒産した場合に、生産緑地ではない土地として売れるのか。

（事務局）

第8条に該当した場合における流れは、公共施設等に該当した場合その設置にかかる行為については、あらかじめ市長にその行為を通知すれば、建築行為についてはその制限を解除されるとなっているが、言われるとおり担保性がどうかという点がある。

行為を通知する段階では、まだ施設が建設されていないという状態になるのでその段階では確実に公共施設等が使われるというのがまだ明確ではない。

今回の施設の場合、施設自体は県の指定のため、市が指定するものではないので、県と事前に情報交換を行い、業者の方から事前相談に行っているかの確認をして、間違いなくそこで施設が建てられるという事を確認したうえで行為の通知を受理している。その後、建築制限については解除になるが、経営の部分では、実際に建物が建てられ、事業が始まって初めて施設としての利用が確定したことになる。その段階までは生産緑地地区の都市計画決定は外さない。

10年後までの追跡は難しいと考える。開設して経営が継続してなされている事を確認したうえで、生産緑地の指定を外している。その後に仮に事業が出来なくなった場合についてはその段階では生産緑地の指定は外れているので制限は及ばないのが実際ではある。今の段階では営業が確実になされていることで都市計画としては担保されたと考えている。

（会長）

箇所番号124は、資料1-1（3）のなお書きに該当する。公共施設等の設置管理に係る行為というのが、県からの許可を得て、デイサービス等々の施設を作るという事で許可が下りて市に対してなお書きに相当する施設を建てるという行為を通知するというのが行為通知書となる。そのとおり行為が行われたのを確認して生産緑地の指定を外すというのが今日の諮問である。

（委員）

箇所番号124の写真で一部がデイサービスセンターになって、残りが生産緑地として存続していくが、写真では一見、耕作放棄地に見える。よく見る生産緑地は整地してあるのだが、ほとんど野菜とか栽培していなくても、おそらく固定資産税は農地扱いで、指定から30年来たら宅地化しようとしているところが多いのではないかと。それらは実際に、農業生産をしているのかどうか。生産緑地の指定を受けて、農地として機能しているのかどうかという確認がどのくらいなされているのか。

箇所番号303が宅地造成されているが、市の方で買取できなくて、農協や農業委員会に斡旋して不調であったという事だが、おそらく5年後にこういったケースが多くなると思う。宅地にどん

どん変わってしまうという問題が、そのままでもいいのかという事になる。生産緑地として何とか残す方向でいけないのか、市民農園などの開設を促すような、いろいろな方法があるようだが、相続税の猶予もできて、なお且つ色々なメリットもあるようにし、市としても助成策を用意して、存続できるような対策を講じないと箇所番号303のような形で5年後無くなってしまふのは非常に大きな問題である。

(事務局)

生産緑地の営農がなされているかどうかの確認につきましては、農政部局と農業委員会の方でチェックを行っております。毎年パトロールを行い、各地区の農業委員の方が見ている。適正な管理が行われていない農地については、その時に是正指導はしている。

平成34年に一斉に解除になるのではないかという問題については、今年、法改正が行われ特定生産緑地という位置づけをした場合には10年継続して営農してもらうことになる制度が出来ているので、現在、全国各市で特定生産緑地に関する取り組みであるとか、現在は500平方メートル以上の一団の土地という事になっているが、それについても条例化することで、300平方メートルまで面積が低減できるなど、一団といっても同じ街区内であることで一団と認められるような取り扱いも運用指針の中で示されているので、市においても検討を行っているところである。

(委員)

生産緑地の機能のピーアールをよろしく願いたい。

(委員)

生産緑地法第3条の「公共用地等の敷地の用に供する土地」に該当する土地のリストを作っているのか、また、それに対するプライオリティがあるのか。該当の土地が出てきた場合に買うだけの準備が出来てたり、そういう位置づけが出来ているのかどうか聞きたい。さもないと買取が出てきたけれども買い取れないという事になりかねない。

買い取れないという決定が、役所にしては1か月と極めて短い期間で迅速な対応をしている。2022年問題も同じ問題を抱えることになると思う。すると限られた予算の中で、一斉に買取が出た場合にプライオリティにしたがって買えるだけの体制になっているのかどうか。2022年問題を切り離しても、現段階でその市のリストが出来ていないと、いろいろ理由があっても結局はお金が無い、買い取る計画が無いという話になる。その辺の準備態勢を聞きたい。

(事務局)

買取申出が出た際の法的な手続きの流れは、申出が出た日から一か月以内に市として買い取るのか否かという判断をすることが定められている。その後、市が買い取らないという事になれば、次に農業委員会や農協に斡旋を行うのが2か月の間となる。つまり買取申出が出た日から3か月経つと解除となるのが法的な流れとなる。先ほど説明したスケジュールで今回解除という案件である。

(委員)

買取申出が出たときに近くに公園が無く、公園を指定したいエリアであるとした場合に、本当に買いとれるのか、または買い取れないとした判断は何になるのか。仮にリストがあってプライオリティが付いていれば、ここは限られた財政の中であるが市の喫緊の課題として公園を予定している土地だから買おうというような判断があると思われる。そのベース資料が出来ているのかどうか。

(事務局)

当初の生産緑地の指定は、平成4年に指定を始めている。元々、生産緑地というのは公共用地の種地的な考えが前提であるが、当初指定の時には申出によって指定をしていたという実状がある。指定した中には公共施設の予定がある土地ももちろんある。公園や都市計画道路の区域内で生産緑地地区に指定された土地については買い取った事例が今までにある。公共施設の予定がある土地については買い取る事はある。具体的には3件の事例がある。都市計画道路として2件、公園用地として1件である。今後の考え方としては、市全域としては今生産緑地を指定しているところで、都市計画道路の計画があるところは現在8カ所ある。面積としては都市計画道路の計画を含む生産緑地が1.6ヘクタールある。こういったところは財政の状況によるが購入をしていくという考え方になる。

(委員)

都市計画道路とかで予定されているところについては準備がある。しかし、市として政策的にこの辺りに作ろうといった心構えのあるリストは無いのか、そういったものは無く出たとこ勝負になるのか。要望として2022年問題もあるので、少なくとももう少し前向きに施策を伴うもので、例えば、大和市の中でこことここに作りたいといったときに、この生産緑地はプライオリティの高いものにしよう、限られた予算の中で可能であるといったランク付けをしておかないと出たとこ勝負でやっていたら、結果的にはいい所はみんな宅地化されていたという事になりかねないので、施策としてはそれくらいリストを持って対応するのが筋である。特に今後2022年問題で一斉に出てくるとなるとどこかにプライオリティを付けておかないといけないと考える。

(事務局)

公園に関しては、具体的に場所を特定して生産緑地の位置づけはされていないのが現実である。緑の基本計画の中では、地域別に公園の確保を図るエリアというのは設定している。そういったところに関しては公園のために買い取るというような大きい方針は定まっている。ただ、具体的なリストというものは、ここから順番に買っていくというような、そこまでの制限や計画にはなっていないのが事実である。そちらについても今後検討していかなければならないとは考えている。

(委員)

生産緑地、都市農地施策については毎回要望をしており、テーマが出るたびに今後についてと熱い思いを伝えているが、中々スカッと来ないという感じがしている。その上で、本件の議論は都市計画部門だけではなくて、農政部門が同席して、他市の都市計画審議会でもやっていますので、是非今後の生産緑地問題は、都市計画部門と農政部門と一緒に事務局に入っていただいていたかかないとこの発言が農政部門に伝わらない。これからは法律も変わってよりセットになっている。是非お願いをしたい。

生産緑地法の改正を含む都市緑地法の改正が行われ、国のスピードは速かった。3月に閣議決定され、5月公布、6月15日施行ですから、閣議決定から3か月である。いろいろな段階がありますけれども、所謂2022年問題を控えて生産緑地の下限面積を500平方メートルから300平方メートルに条例で下げられるという事が6月に施行されている。私が都市計画審議会の委員をしている、東京都足立区は6月の都市計画審議会でその話が出たら、9月の区議会で300に下げる条例を可決制定している。検討するといいましたが、下げれば政策の可能性が広がりますので、だれも反対しないのですぐやればいいと思っている。出来ることはすぐやった方がいいので、500を300に下げるのは圧倒的にどの自治体もしているが、大和市はどのような状況なのか。

関連して、下限面積と同時に一団要件も緩和された。今まで、間に道路が入ると両方で500は駄目だったが、今はそこが緩和されて、所謂公共施設で取られると500以下になって解除されていたのが、特別区は救えるものがどのくらいあるのかを個々に農地を現地調査をした。一団要件の緩和に伴って救えるものは救いたいというのはどのようなことをしているのか。

今回の法制度の改正で一番大きいのが、農地を緑地として位置付けたということである。今までの国土交通省の考えは、農地は農林水産省の管轄だから積極的な施策には中々打って出られなかった。政策上制限があったが、今回緑地の一部として農地を位置付けたことによって、国土交通省の施策になったのは、市町村でいうと、公園緑地行政が施策になったのです。そうすると緑の基本計画の中で、農地をどう扱うのかを明確に書かなければならず、いわゆる緑の基本計画の改正に、書いておく必要がある。そのあたりどのような問題意識を持っているのか。農政部門の計画に都市農業振興基本計画の市町村計画を作りなさいとあり、藤沢市は作っているが、大和市ではどのような状況なのか。

私の感覚では農家と都市住民が、出来るだけ地域で仲良くやっていく仕組みがとても重要で、そのようなことが農業者を含めた街づくり協議会だとか地区計画の新しい取り組みだとかで、農業者と都市住民というのは農地を隔てて宅地と農地があるが、仲が悪いのではないが、関係が薄かったと思われる。その関係を濃くするのが重要であるが、そのあたり市はどのような問題意識を持っているのか。

(事務局)

下限面積の条例化による低減については、早い所はすでに条例施行されているのは承知している。県内でも条例施行時期を明確にしているところもあるが、大和市においては検討しているところで、条例施行日までは定めていない。流れとしては300にしていくことはもちろん考えている。また、

生産緑地地区指定基準の見直しも必要となるので、それも含めセットで検討している。

一団要件の緩和についても同じように検討の中でどの程度あるのかも含め洗い出しを行っている。

農地の緑地としての位置づけについては、農政部局の方で緑の基本計画の見直しを行っているので、都市計画も含めて検討に加わっていきたいと考えている。

都市農業振興基本計画についても農政部局の方で検討していると聞いている。

(委員)

話を聞いていると、現在の生産緑地は守るに値するのか。何十年も経つと考え方も変わってくる、先ほどの写真を見て、箇所番号124について倉庫のような公共施設。周りには駐車場だけで特別デザインされている緑地でもない。もともと生産緑地であったのであれば、入居者である年配者は農作物が成長するのを楽しみ、収穫する喜びも味わえる。自分も参加できるかもしれない。そういった総合的な活用というか、例えば消極的に生産緑地を守るという方向でこの審議会があるのか、いや、これはチャンスだと、宅地化したら素晴らしい宅地にしてくださいと、例えば老人施設なら、年配者が生涯をそこで終えたいと思える楽しい施設になるようにしてください、という風に賛成する。そのどちらでもない状況の審議会にここがなくなってしまわないように、市の方とか議員さんたちに、これはチャンスなんだと、例えば農家の後継者がいなくなり、生産緑地を止めるのだから、良質な宅地にしようという検討ができないのが、委員をやっている残念である。

(委員)

私は農業委員会からここに参列させてもらっているが、私ども農業サイドから言いたい。先ほど委員から話があった耕作放棄地に見えるとの件であるが、箇所番号215と箇所番号303は相続でこういう問題になっている。生産緑地というのは農業者は終身耕作しなければならないが、相続という事になると、高齢化した農業者の後を若い方が継ぐというのが理想だが、若い方は他の職業についているとちょうど切れ目になる。そういう事で雑草ということも起こったのではないかと。農業委員会でも、先ほど事務局からの説明のように、パトロールとかも行っているが、判定というのは非常に難しい。農業機械は非常に良くなっているので、雑草が生えていて此処は耕作をしていないのではないかと直感的に思うが、トラクターでやると一変して農地になってしまう。そういう難しさもある。そのあたりのご理解を頂きたい。

市民農園の件だが、生産緑地は市民農園にできない。貸借が出来ないので、その農家の方に限定して耕作をすることになっているので、市民農園は現状では出来ない。法改正がいろいろ議論されているが、その中では貸借も一部認められる方向になっているので今後はそういう事も検討する。

農家と都市住民の事が先ほど出たが、交流という事で良いように思うが、実はそれぞれの主張があり、市民農園について多くの方が自分の住居に近い所で非常に希望が多い。できれば駐車場だとかトイレだとか要望が出るが、なかなかその設置は難しい、少し離れて市街化調整区域の農地、畑というのはあるが、そういうところで市民農園として耕作したいという方は非常に少ない。そのあたりのマッチングが一つの課題と考える。私共の方もお話にあったような農業と一般市民の方との交流なり接触なりという事は非常に大事だと思いますので今後留意をしていきたいと思っている。

(委員)

今のご意見に対し、例えば生産緑地農家が手放した生産緑地を市が買い上げて市民農園にという方法もある。もう一つはこれから5年後10年後に一般のサラリーマンの方たちが若いうちにリタイアして農業をやりたいとなった場合に、そういった人に譲ったりということが考えられる。もともと、現在の法律ではできないのかもしれないが、代々農家の方が継いでいってやるというのは正論であるが、時代が変わって、別の人たちが農業に参入する道を拓けば、生産緑地が活性化していくのではないかとと思う。

(委員)

実際に農業に参入したいという方は結構いる。ところが、失礼だが農業をご存じないという方がいる。農業を遠くから見て参入したい、農業っていいなと思われるのかもしれない。農地を借りて、貸してというのはあるが、その中で、極端なことをいうと自然農法をやりたいということがあり、雑草は生えっぱなしでやられる方が多い。そうすると隣の農地の所有者との軋轢も出てくる。そしてまた、必ず生産をして継続をするかというとなかなかそういう方は少ない。中には熱心な方もい

ますが、通常は継続してやられる方は少ないのではないかと思います。今大和の中でも新規参入でやられる方というのは法人で農業をやられる方が何人かいる。そこでの従業員などで農業というものを学習してから農業に参入したいという方は何人かいる。やはりそういう筋道を経ていると、ただ自分の今までの感覚だけで農業に参入するのではなくて、いったん法人や大きな農家の中で学習してから参入するというのが、私は良いのではと普段思っている。そうしてから参入するのなら私共も大いに歓迎するし、協力も素直にしたいと思っている。

(会長)

こういった議論を農政部門の方にも是非聞いていただきたい。

(委員)

確かにいろいろな方策で市民農園とかにするやり方があると思うのですが、一般的なやり方ですと賃貸借契約ができないが、これから法律がどう変わっていくかということになる。そのあたり市民に農地としての存続する意味をピーアールして、時々広報なんかには市民農園借りませんかという記事があるが、大した件数ではないと思う。そのあたり市の取り組みでうまくいくような方策を考え、例えば所有者が自らの意思で賃貸借ではなく利用料をとるような形でとか、市の方である程度のノウハウとかを使っていけないと、単純にどんどん後継者とかいないから農業の継続が難しいが、新たに担い手を探すのも大変だと思う。市民農園としての活用をもう少し展開していく必要があるのではと思う。

(委員)

特に生産緑地法がどうなるのかについては、前向きに市民農園という事で検討はしたい。いろいろな話を耳にするが、市民農園を住宅地に近い所で要望すると非常に競争率が高い。そういったところは生産緑地でなく普通の農地であるので、継続するのがなかなか難しい。そうするとせっかく種をまいたのに、収穫の前に市民農園の廃止の事態が間々あるらしいと聞いている。地主と私共も協議はしているが、そういった面では市民の方にご迷惑をかける面もあるということでご理解いただきたい。

(委員)

この斡旋して不調となっているのは、基本的には同じ業者であるとか委員会であるのか。理由として、それぞれで斡旋を行っている場合に、用途に合わせて他に斡旋できる場所があるという事であれば、ニーズに合わせられるのではと思う。

(事務局)

買取申し出が出て1か月以内に市が買い取らない旨の判断をした後に後の2か月間で農協と農業委員会に対し取得して農家をやる方がいるかどうかを募ることになる。いなければ不調になる流れとなる。

(委員)

話を聞いていく中で活用されていないというのが非常にもったいないと思った。今回の老人ホームのところあまり活用されていないということだが、周りに学校もあるし、子供の通る通学路もある、日中は非常に多くの人を通る場所ではあるが、夜間はとても暗く怖いという感じがある。せっかく老人ホーム、活用されている土地があり、その余っている土地もぜひ緑地活用していただきたい。活用されていけば、それぞれの街づくりも良くなるのではと思っている。是非今後もいろいろ議論させていただきたい。

(委員)

私共も農地の斡旋についての依頼を毎回受けているが、単価の問題がある。今の宅地内農地であるとはいっても、生産してペイするかどうかという事になると、その農地単価ではとてもペイ出来ない。したがって斡旋依頼は受けるが購入希望はほとんど0となる。斡旋手続きを行う事務手続きだけというのはどうかと思っている。

(委員)

せっかく建設的な意見が出ているのに、感想としては言い訳に聞こえる。むしろここで出た意見を発展普及させれば都市農業とか従来の生産緑地の新たな活用が見えてきていると私は感じてい

る。是非前向きに捉えていただきたい。

(事務局)

委員よりご要望のあった農政部局の同席だが、当然調整はしているが、農業委員会の案件であるので、やりとりを少しさせて欲しい。

いろいろ意見を頂いた中で、ではどうすればよいのかといった意見の中では、今までの都市計画審議会の中で案件である区画整理の中で集約して生産緑地をまとめたてきたが、今後生産緑地というものをそのままにしておいたら、このまま、一人一人が高齢化の問題を抱えてしまう。そのため、営農指導型の農園ができないか、区画整理の組合が解散するまでの間に市の方でも働きかけをしている。中々所有者がやっていただくというところ、あるいは所有者の想いというものがありますので、それを無視しては出来ないけれども、少しずつでも事例が出来たらいいのではと思っている。

下限面積の件でも市の方で早急に組み込まなければならないと考えている。ただ実態として、今まで500平方メートル以上のものが申出によって指定されていて、300から500までの農地がどれだけあるかという、実効性だけを捉えてみてみれば、それだけやれば済むという話ではない。市の生産緑地全体でいえば、元々70haぐらいあったものがもうここまで減ってしまっているという事から、条例を制定すれば課題が全てクリアできるとはとても思えない。その中では防災協力農地であるとか、指定基準全体を捉えて、一気に指定申し出を受けるような形をとらないと中々全体のパイが増えないと考えている。各市も制度的な取り組み以外にも、民間レベルでも農家が営農指導できないものは企業が支援するようなそういう制度があることは承知をしている。現在、都市計画部局と農政部局で担当レベルでワーキングをしている。国立市や練馬区、越谷市で色々なことをしているのは承知をしているので、そういったものを参考にしながら取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

都市計画審議会に参加して3年になるが、当初より2022年の時にはどうするのか、といった話は出ていた。これから市の方でも本格的にとりかかっていたらいいものと思っているが、生産緑地とはいってもそれぞれ個人の財産であるので、思うようにいかないことはあると思うが、2022年に一斉に来るときには私はチャンスだと思っている。後300箇所あるが、それらがすべてくっついて広大な土地ができるとは思っていないが、少し広い土地もできるのではとみている。そのあたりの洗い出しもしっかりとやっていただきたい。そのうえでどのくらい残していきたいのか。先ほど他の委員からあったようにただ残すとはいっても、やはり私有地ですけれどいい方向にしたというのが人間の情である。そこでどういうことが出来ますといった提示がいくつかできるような状況というのがあっていい。そういう意味ではこれから計画を立てるに当たって、先ほど委員が言われたように、老人施設を作るに対しても周りにしっかりと農地を作ることや、市で公団という形にして、そこで作ったものを給食に提供している。給食に使えば形が悪かろうが小さかろうが全部使えるので、買ってもらえないといった事が無くなる。こうしたことをしているところもある。大和市で全く同じことができるとは思っていない、地域の状況というものがあるが、そういったいろいろな所の意見とかやり方とかを調査して、計画を立て、緑地との比率の目標があると思うが、それをどこまでは残さなければならないとか。そういうことを含めて是非計画を立てていただきたい。それを都市計画審議会の中で出来上がってからという事でなく、こういう風に考えていきたいと思っているが、これについてどうかといったような感じで、生産緑地のここが開示されるだけではなくて、委員の皆さまが良いご意見を持っていますので、ぜひこの場でも話をしながら進めていただければと思う。

(事務局)

先ほどの営農指導型の事であるとか、目標値というのは、下限値、これ以下にならないようにするというのはよいが、中々難しい所があるが、農地の在り方というのを見直さなければならない。毎回この議論となるが、根底にあるのは一番最初の生産緑地制度というのが、農地を守り緑地として大事だという事よりは、土地の値段がどんどん上がり、宅地化すべき農地を吐き出させようとする制度設計があった中で、当時公共施設として指定するだけではとても農家が耐えられなくて何百倍も高い税金を払えない。どうしても申出を受けざるを得なかったという負の部分はずっと引きずりながら30年近く来ている。そういう意味では生産緑地という名前は緑地であるが、そういう宅地化をしない農地という位置づけの中で30年来て、ではこれから前向きに考えようという議論が出てきている。今後、大和市でも人口はあまり減らないが、高齢化してきているので、60歳以上

の方の割合が増えてきている。その中で街づくりというところもあるが、農業の参入というのは簡単な問題ではないので、そういう方が参入できるような具体的な提示ということが求められているのではないかと考えている。

(会長)

都市計画審議会ということで3つの生産緑地の諮問という加除について議決するが、今まで多くの委員の方々からたくさんの意見を頂き、まさにこれからの大和市の街づくりにおいて農をどう考えていくのかという事についての重要さが示されたのではないと思う。今日の手元資料の閲覧用として都市計画マスタープランがあるが、これは都市計画法が改正された後、都市計画審議会に諮問として挙がってくるのは、この3つを事情によって廃止する、という事だけを審議するのが審議会なのか、という元々からの想いがやっと通じ、そもそもそれを廃止するのかはこういう街づくりをするので廃止するとか変更すると言えるような街づくりの基本的な方針、街づくりの目標というのを定めていないのはおかしいのではないかと、という事でようやくこの都市計画マスタープランという名称になっているが、これの正式名称は都市計画を法定で決定するための基本方針という位置づけである。その中の8ページでは、大和市の土地利用という事で、黄緑で農地や緑地のまとまりのある区域、濃い緑が低層住宅を中心とした住宅地が広がる区域、これは大和市は十字に鉄道が走っているが、その小田急線沿いに対して東西に広がっている。大和市の未来というのはこの土地利用を前提に、19ページに目標とする空間像というのが示されている。小田急線に沿った軸をやまと軸、いわば都市的な土地利用を図る軸。両側の林地や農地の多い所で引地川と境川沿いに低地と大地の境に崖があり樹林がまだ多く残っている、神社なんかもそこに多く鎮守の森になっている。そこをふるさと軸ということで位置付けて、都市的な部分とふるさと軸のいわば環境に配慮した軸を進めていこう、というのが都市計画の基本方針の中で最も基本的な目標空間像を示している。都市計画図でこの中に生産緑地というのが黒い枠で書かれている。生産緑地が減ってきているとはいえ、圧倒的に現在残っているのは農業も残っているふるさと軸という事になる。まさに今日の議論はこのふるさと軸をどういう風に将来につないでいくのか、あるいは次の世代につないでいくのか、という議論でもある。

現在大和市の総合計画を農業商業を含め全体の総合計画は目標としては、健康都市大和、ひとの健康、まちの健康、社会の健康と3つに分けているが、健康の特に人の健康の一番は食である。何を食べているかというのを農を食べている。そういう意味では健康都市大和として農を如何に都市づくりとして位置付けていくか、それを食育も含めてそれを如何に市民の食につなげていくのかという観点も含めて、農業というよりも農を如何に生かすか、という風に考えていかないと駄目である、産業の業を入ると、すぐにお金の問題が出てきてしまう。そうではない農の在り方というのが、今日の皆さんのご意見を伺い改めて考えてみる時期に来ているのかと思う。農業のための農地という事から法律が少しずつ変わってきている中で、環境保全の空間としての農地あるいは農をやっている空間、そういう環境要素が非常に大きく出てきているのも変化の表れだろうと思っている。そういう意味で今日の議論を踏まえて、私たち都市計画審議会としては都市計画マスタープランで描いている都市像に少しでも近づいていけるように知恵を結集して努力をしていくことを求められているのが元々の都市計画審議会である。是非とも今日の意見を踏まえ、すぐにはならないが、一つずつ議論して、振り返ったら半分になっていましたというのが今までなので、これから人口も増えない時代を考えると、農地の問題とか土地利用の問題とかも大分価値観も変わってくると思うので、是非とも先取的に今日の議論を踏まえた都市づくりを進めていけるように、今後色々な機会でも、こうした都市づくりに役立つ都市計画の審議決定ということを展開していければと思う。そういう意味で緑の問題、農政の問題、農政とか農業振興となるとやはり業になるので、そこには経済的な要素が入ってくるが、経済だけでは農を語る時代ではないし、大和市の農はそういう状況ではないと考えると、公園緑地の問題や、健康いわば食の問題にも絡む問題、学校とのつながりをもっと持たせて、20年30年前だともっと教育農地があったと思うが、子供たちがサツマイモを掘るような農地もどんどん減ってきている中で、いろいろやるべきことはあるのではないかと改めて思う。

是非そういうような場に繋げていくために、年に1回だけ生産緑地の改廃の都市計画審議をするのではあるが、そういう場に是非、委員からも話があったが、農政や緑地の方にも参加していただいて少し議論ができるといいかと思う。

状況としては危機的な状況にある一方、これが一つの大きな転換になるのではないかと、社会も大きく転換していく時期であるので、2022年というのが今の生産緑地が30年になって切れるというのが、今は5年前で法律その他の動きが出ている。それを先取りしていくのは非常に大事だと思っている。農業を頑張っている方が高齢化してきているので、いつ亡くなられたり、故障するか

わからない、であるので個別対応だと常に後追いにしかならない、そういう意味では早くやって拙速であるという事はないだろうと思うので条例その他も含めた新しい展開を事務局の方としても進めていただければと思っている。

そういう風に議論を今回整理して、議事録を残し今後に繋げていきたいと思うがよろしいか。

(各委員)

了承。

(会長)

本日は諮問を受けているので、生産緑地地区の変更について、諮りたいがよいか。

(各委員)

了承。

(会長)

3つの生産緑地で1つは福祉施設を建設するという事で行為の解除、あとの2件は主たる従事者がお亡くなりになり廃止という事である。大和都市計画生産緑地地区の変更についての都市計画の変更について、諮問案通り答申してよいという方の挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

(会長)

出席委員全員が賛成なので、本案件については諮問案のとおり答申させていただく。なお、答申の方法については会長に一任とさせていただきたい。本日の議題は以上である。

「その他」として事務局から何かあるか。

～事務局の説明（次回の都市計画審議会の開催日程の報告）～

(会長)

了解した。本日の予定は以上である。以上で本日の審議は終了とする。 ～以上～